第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第１２１３５号
東京都渋谷区笹塚２丁目34―２―102
債務者　齋藤真由美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１３７号
神奈川県横浜市緑区長津田３丁目12―８―201
債務者　仲間　浩彦
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１４１号
東京都葛飾区西新小岩４丁目29―２
債務者　大崎　健一
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１４６号
千葉県柏市若柴361番地１　サンシャイン柏の葉402号、住民票上の住所東京都江戸川区西瑞江４丁目26―３　都住10―308
債務者　櫻井　真理
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙2543番地81
債務者　長谷川国稔
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１２１０９号
東京都葛飾区白鳥３丁目３―４　アビタシオン白鳥Ｄ205
債務者　星野　愛美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１３３号
東京都武蔵野市境１―17―４―306、住民票上の住所東京都足立区千住東２丁目12―６
債務者　飯田　瑞穂
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１４８号
東京都練馬区豊玉中３丁目８―12―406
債務者　中野　千穂（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２１４９号
東京都練馬区旭町２丁目39―４―403
債務者　矢沢　康子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６６号
静岡市葵区城北２丁目７番20号
債務者　海野　　清
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５７号
神奈川県藤沢市石川651番地の６エクセル湘南Ｇ203
債務者　肝付　美佳（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７３５号
横浜市鶴見区矢向５丁目８番23号　小森ハイツ
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1627番地３、開始決定時の住所長崎県佐世保市下本山町1421番地
破産者　古賀　愼一
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
奈良県大和高田市中今里町５番28号　藤本ハイツ204号、前住所奈良県大和高田市大字根成柿380番地１　Ｂ523号室ネオシティ大和高田
破産者　國吉　泰直
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
奈良県橿原市五井町223番地の31　緑ヶ丘
破産者　小川　和能
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係